

# WHOパンデミック条約に関する提案

## (“Proposal for the WHO Pandemic Agreement”)の概要

※ 提案は2024年4月22日付けでWHOのホームページに掲載されたものであり、今後の交渉により変更されていく予定。訳は暫定的なもの。

### 条文案

### 主な内容

#### 第1章(序論)

- 第1条:用語
- 第2条:目的
- 第3条:原則

第2条: この条約の目的は、衡平性及び、ここに定められた原則を指針とし、パンデミックを予防し、準備し、対応することである。

第3条: この条約の目的を達成し、条約の規定を実施するために、国家の主権的権利、尊厳・人権・基本的自由の尊重と到達可能な最高水準の健康の享受、国際人道法の尊重、衡平、連帯、利用可能な最良の科学とエビデンスを指針とする。

#### 第2章(世界を共に衡平に:パンデミックの予防、備え及び対応における衡平の達成)

- 第4条: パンデミックの予防及び公衆衛生のサーベイランス

第4条: パンデミックの予防及び公衆衛生のサーベイランス能力を段階的に強化するために協力する。自国の能力の範囲内で、サーベイランス、検知・管理措置、水・衛生、予防接種、感染症の予防・管理、人獣共通感染症、研究施設における生物学的リスクの管理、媒介感染症、薬剤耐性を含む包括的なパンデミックの予防及び公衆衛生サーベイランスに関する自国の計画の作成、強化、実施、更新及び見直しを行う。

第5条: 人、動物、環境の分野横断的な連携を通じ、ワンヘルスアプローチを推進する。

第6条: ユニバーサル・ヘルス・カバレッジ(UHC)※の達成を念頭に、保健システムの開発、維持及び強化を行う。(※ 全ての人が適切な予防、治療、リハビリ等の保健医療サービスを、支払い可能な費用で受けられること。)

第7条: 保健医療人材に対する支援を行う。

(第8条: 第6条に統合)

第9条: パンデミック関連医療製品の研究・開発を強化する。

第10条: パンデミック関連医療製品の製造拠点の多様化及び持続可能性を強化する。

第11条: パンデミック関連医療製品の製造技術及びノウハウの移転を促進する。

#### 第5条: ワンヘルス

- 第6条: 備え、即応性及び保健システムの強じん性

#### 第7条: 健康及び医療の労働力

- 第8条: 備えに関するモニタリング及びファンクションレビュー

#### 第9条: 研究及び開発

- 第10条: 持続可能かつ地理的に多様な製造、並びに技術及びノウハウの移転

- 第11条: パンデミック関連医療製品の製造に関する技術及びノウハウの移転

# WHOパンデミック条約に関する提案

## (“Proposal for the WHO Pandemic Agreement”)の概要

※ 提案は2024年4月22日付けでWHOのホームページに掲載されたものであり、今後の交渉により変更されていく予定。訳は暫定的なもの。

条文案	主な内容
<p><b>第2章(世界と共に衡平に:パンデミックの予防、備え及び対応における衡平の達成)【続き】</b></p> <p>第12条:アクセス及び利益配分</p> <p>第13条:サプライチェーン及びロジスティクス (第13条bis:政府調達及び分配)</p> <p>第14条:規制強化</p> <p>第15条:補償及び責任管理</p> <p>第16条:国際協力</p> <p>第17条:政府全体及び社会全体のアプローチ</p> <p>第18条:コミュニケーション及び市民啓発</p> <p>第19条:国際協力及び実施支援</p> <p>第20条:持続可能な資金調達</p>	<p>第12条:病原体及び情報の迅速な共有、それらの利用によって製造された医薬品等及びその利益へのアクセスを確保するメカニズムを設置する。</p> <p>第13条:パンデミック関連医療製品へのアクセスを向上するためのネットワークを設置する。 (第13条bis:政府調達によるパンデミック関連医療製品への衡平なアクセスを促進する。)</p> <p>第14条:パンデミック関連医療製品の品質、安全性及び効率性を確保するために、それらの製品の承認に関する規制当局を強化する。 (第15条:第13条及び第13条bisに統合)</p> <p>第16条:第19条に統合)</p> <p>第17条:政府各部門、地域や市民社会及び民間部門を含めた社会全体によるパンデミックの予防、備え及び対応を促進する。</p> <p>第18条:透明性のある正確な科学及びエビデンスに基づいたパンデミック関連情報へのアクセスを強化する。</p> <p>第19条:特に途上国のパンデミックの予防、備え及び対応に関する能力を強化するため協力する。</p> <p>第20条:この条約及び国際保健規則(IHR)の実施のために持続可能かつ予見可能な資金調達を強化する。</p>
<p><b>第3章:制度的な措置及び最終規定</b></p> <p>第21条:締約国会議</p> <p>第22条:投票権</p> <p>第23条:締約国会議への報告</p> <p>第24条:事務局</p> <p>第25条:紛争解決</p> <p>第26条:他の国際約束及び国際文書との関係</p> <p>第27条:留保</p> <p>第28条:宣言及び声明</p>	<p>第29条:改正</p> <p>第30条:附属書</p> <p>第31条:議定書</p> <p>第32条:脱退</p> <p>第33条:署名</p> <p>第34条:批准、受諾、承認、正式確認又は加入</p> <p>第35条:発効</p> <p>第36条:寄託者</p> <p>第37条:正文</p>